

G 7 広島サミット消防・救急対策委員会設置要綱

1 目的

G 7 広島サミット期間中における警防計画（火災、救急、救助活動に係る計画）及び予防計画（事前査察、訓練指導、期間中の予防警戒活動に係る計画）を策定し、期間中における円滑な警戒活動（テロ対策を含む。）を実施するための体制を構築することを目的として、「G 7 広島サミット消防・救急対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 業務等

- (1) 警防計画の策定
- (2) 予防計画の策定
- (3) その他、G 7 広島サミット期間中における円滑な警戒活動に必要な事項の検討

3 委員会の構成

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員は、消防庁長官が委嘱する。
- (3) 委員長は、消防庁次長とする。
- (4) 副委員長は、消防庁審議官及び国民保護・防災部長とする。
- (5) 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- (6) 委員長は必要に応じて関係者を委員会へ招請し、意見を聴取することができる。
- (7) 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (8) 委員会には、警防部会、予防部会を設置する。

4 部会の構成

- (1) 各部会は、それぞれの部会員をもって構成する。
- (2) 部会員は、委員の所属する消防関係機関等の警防担当課長及び予防担当課長等をもって充てる。
- (3) 部会には座長を置く。
- (4) 座長は、委員長の指名する部会員を充てる。

5 事務局

- (1) 委員会に係る事務局を、消防庁消防・救急課に置く。
- (2) 警防部会に係る事務局は消防・救急課とし、予防部会に係る事務局は予防課とする。
- (3) 部会に係る事案処理については、座長の所属する消防機関が行う。

6 雑則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行する。